**平成３０年（フ）第１８５号**
北九州市八幡西区本城東１丁目16番12―702号
債務者　唐木富美子
1　決定年月日時　平成30年５月８日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成３０年（フ）第２４０号**
北九州市小倉南区若園１丁目17番29―101号
債務者　松井　由紀（旧姓下條）
1　決定年月日時　平成30年５月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成３０年（フ）第２４１号**
北九州市小倉北区赤坂４丁目１番12―401号
債務者　奈木野玉枝
1　決定年月日時　平成30年５月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成３０年（フ）第２５２号**
北九州市小倉南区葛原本町６丁目３番１号（Ｂ―202）
債務者　高村　龍二
1　決定年月日時　平成30年５月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成３０年（フ）第５号**
岐阜県海津市南濃町松山410番地３　長良通商株式会社南濃宿舎内、住民票上の住所那覇市銘苅１丁目４番５号　４階
債務者　岐奈　進一
1　決定年月日時　平成30年５月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月26日まで　岐阜地方裁判所大垣支部破産係

**平成３０年（フ）第１０号**
静岡県菊川市東横地1878番地の21（横地雇用促進住宅２棟501号）
債務者　森　　展子
1　決定年月日時　平成30年５月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月26日まで　静岡地方裁判所掛川支部破産係

**平成３０年（フ）第３３号**
福岡県築上郡築上町大字築城922番地１
債務者　中村　順子
1　決定年月日時　平成30年５月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月26日まで　福岡地方裁判所行橋支部破産係

**平成３０年（フ）第１６４号**
埼玉県所沢市大字久米1544番地の３　リーヴス所沢２―101、前住所埼玉県所沢市大字久米778番地の１　シャルマン所沢Ａ―203
債務者　本郷　愛美（旧姓アクマンチュ）
1　決定年月日時　平成30年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月27日まで　さいたま地方裁判所川越支部

**平成３０年（フ）第１９５号**
埼玉県入間市東町５丁目１番10号　ポワール・ハセベＡ202
債務者　児島　直美（旧姓山中）
1　決定年月日時　平成30年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月27日まで　さいたま地方裁判所川越支部

**平成３０年（フ）第２０９号**
埼玉県飯能市大字平松73番地１　平松団地９―101
債務者　吉田　昭一
1　決定年月日時　平成30年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月27日まで　さいたま地方裁判所川越支部

**平成３０年（フ）第３４号**
福岡県京都郡苅田町大字新津576番地
債務者　有田　悦子
1　決定年月日時　平成30年５月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月27日まで　福岡地方裁判所行橋支部破産係

**平成３０年（フ）第３７号**
福岡県京都郡苅田町新津４丁目２番地５（プレステージ西工大前102号室）
債務者　片山　一真
1　決定年月日時　平成30年５月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月27日まで　福岡地方裁判所行橋支部破産係

**平成３０年（フ）第２９号**
岡山県倉敷市北浜町８番15号
債務者　峠　有沙美
1　決定年月日時　平成30年５月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月28日まで　岡山地方裁判所倉敷支部破産係

**平成３０年（フ）第３５号**
岡山県倉敷市玉島１丁目15番75号　メゾネット３号
債務者　安藤真理子
1　決定年月日時　平成30年５月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月28日まで　岡山地方裁判所倉敷支部破産係

**平成３０年（フ）第３８号**
岡山県総社市総社1134番地３　ホワイトピア松尾203号
債務者　越前　健治
1　決定年月日時　平成30年５月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月28日まで　岡山地方裁判所倉敷支部破産係

**平成３０年（フ）第４５号**
岡山県倉敷市徳芳205番地１　市営徳芳北団地34号
債務者　佐古愛鈴こと　ＳＡＫＯ　ＩＲＥＮＥ　ＭＯＮＴＡＮＯ
1　決定年月日時　平成30年５月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月28日まで　岡山地方裁判所倉敷支部破産係

**平成３０年（フ）第２４号**
宮城県東松島市牛網字駅前１丁目８番地１　県営鳴瀬小野住宅５棟１号室、前住所宮城県塩竈市清水沢２丁目35番６号
債務者　新田　美香
1　決定年月日時　平成30年５月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月29日まで　仙台地方裁判所石巻支部破産係